

高萩市市民憲章推進協議会 会則

(名 称)

第1条 この会は高萩市市民憲章推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この会は市民の努力目標としての市民憲章を高くかかげ、市民こぞって、より豊かな心とより明るく、そして住みよい健康なまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実践運動推進の総括に関すること。
- (2) 実践運動の育成助長に関すること。
- (3) 実践運動に必要な資料の収集及び調査研究に関すること。
- (4) その他目的達成のため必要と認められる事項。

(構 成)

第4条 この会は各種団体及び事業団体、関係機関の構成者並びに学識経験者等をもって構成する。

(役 員)

第5条 この協議会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 部 会 長 | 5名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

(役員の選任)

第6条 会長は高萩市長をもっててて、副会長は総会において会員のうちから互選する。
2. 部会長は部会員のうちから互選する。
3. 監事は総会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 部会長は部会内の業務を処理する。
4. 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2. 欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は総会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。

(会議)

第10条 この協議会の会議は、総会、役員会、専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認める時は臨時に招集することができる。

(総会の付議事項)

第12条 総会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長及び部会長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2. 役員会は、総会の決定事項、その他本会運営の細部に関する事項を処理する。

(専門部会)

第14条 この会は第3条の事業を推進するため必要な専門部会を置く。

2. 専門部会の要綱については別に定める。

(事務局)

- 第15条 協議会の事務を処理するため事務局を環境市民協働課に置く。
2. この会の事業の円滑な推進を図るため、事務局に参与を置く。
 3. 参与は、副市長及び市の職員をもってて、その配置及び分掌事務は別に定める。

(経 費)

- 第16条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもっててある。

(監 査)

- 第17条 この会の会計事務は、毎年1回監査を受けなければならない。

(会計年度)

- 第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(補 則)

- 第19条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が別にこれを定める。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、平成 6年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、議決の日から施行し、令和 6年4月1日から適用する。